

2023年度の労使協定締結にあたり従業員代表の立候補状況は下記の通りです。
異議・申し立て・ご質問等ございましたら、1月20日までに総務部長宛てに申し
出て下さい。
また信任投票については、別途ご案内いたします。

柴田 憂紀